

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：26401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K06689

研究課題名（和文）古社寺保存法時代の特別保護建造物の修理における設計変更の概念の生成とその確立

研究課題名（英文）The Change of Original Form of Building Under Special Protection at the Ancient Shrines and Temples Preservation Act

研究代表者

三浦 要一（MIURA, YOICHI）

高知県立大学・文化学部・教授

研究者番号：70305803

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：古社寺保存法時代における特別保護建造物の修理は、資料を基礎に検証をおこなうことにより、当初形式の解明に有用となることが指摘できる。施行細則の第三條にある設計変更は、古社寺保存会に諮問されて許可された設計変更に加え、未諮問となっていた設計変更を確認することができた。許可されていた設計変更の内容は屋根の葺材や形式の変更が多く、移築を含む限定的なものであった。

設計変更以外に変更された箇所があり、小屋材や軒廻りは古代や中世の技法、「確固タル証蹟」が調査されないうままに部材が取り替えられていた。古社寺保存会には未諮問であったことで文書などの記録が残されず、施工後は結果的に当初形式の解明が困難になる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、古社寺保存法時代に特別保護建造物が設計変更により、当初形式に復元されているわけではなく、建設の年代と形式が複合したものになっていることを実証した。設計変更に関する建築史基礎資料を集成することは、当初形式を復元的に考察を加えることを可能にする。日本建築は根本修理が200年周期といわれ、本研究は今後における再修理に備えて有益な情報を提供することで、文化財建造物の保護に寄与するものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Restoration aimed to return the building to its original form. Using analysis of the Statement of Accounts of Restoration Work, the present report clarifies that the original form did not change during later reconstructions.

研究分野：日本建築史

キーワード：古社寺保存法 特別保護建造物 修理 設計変更

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

明治30年(1897)に古社寺保存法が公布され、文化財建造物の保存修理事業は開始されて約120年の歴史を有している。古社寺保存法時代における初期の修理は、浅野清が明治33年に竣工した薬師寺東塔における昭和修理の経験から、古代建築の研究には明治修理の解明が今後の課題となることを論じている(古代建築と明治修理 - 薬師寺東塔の場合、日本建築学会大会学術講演梗概集、1976)。岡田英男は明治以降における修理の施工上の問題点について、小屋組が旧材を廃棄して新しい材、新しい工法に変更されたことを指摘する(日本建築の構造と技法 [下] 思文閣出版、2005)。先行研究では古社寺保存法時代の修理において旧材が取り替えられ、痕跡が失われることにより、当初形式を解明する遺構調査は限界が認識されていた。

### 2. 研究の目的

遺構調査では部材に刻まれた痕跡を丹念に精査するが、本研究は古社寺保存法時代における修理に関する建築史基礎資料を集成する基礎的研究である。これまで古社寺保存法による修理の解明が遅れていた大きな原因は、設計変更が許可されていた場合、その内容は痕跡が失われており、それを検証することが困難になるからである。さらに当時文部省に提出されていた修理に関する資料は、大正12年(1923)9月の関東大震災で焼失していた。本研究は四国における研究成果を発展させ、古社寺保存法時代の修理に関する資料を全国的に調査し、これを基礎資料に痕跡が失われた修理において、その過程を詳細にあとづける指標を検討する。

### 3. 研究の方法

本研究は、文化庁所蔵資料によって古社寺保存会に諮詢された設計変更を先行研究から明らかにし、明治37年8月に特別保護建造物の資格あるものと定められた豊楽寺薬師堂と竹林寺本堂の修理を中心に検証し、古社寺保存法時代における特別保護建造物の修理の実態について考察を加える。

### 4. 研究成果

#### (1)古社寺保存法時代の設計変更

##### 1)文化庁所蔵資料にみる古社寺保存会の諮詢

『文化財保護法五十年史』(ぎょうせい、2001)は、古社寺保存法にもとづく建造物関係で現状変更が認められた案件が43件とある。村上初一「古社寺保存法による文化財建造物修理と現状の変更」(文建協通信、116号、2014)は、文化庁所蔵資料によって古社寺保存会に諮詢された46件を明らかにされた。その内訳は許可が42件、不許可あるいは否決が3件、保留が1件であった。

許可の内容は、「現状の変更内容」として一覧表に掲載され、屋根の葺材が23件、屋根の葺材と形式が2件、屋根の葺材と建築形式が3件、屋根の形式と建築形式が1件、建築形式が8件、その他が1件と類型化できるが、屋根に関する変更の多いことが特徴であった。移築は許可が4件であったが、不許可あるいは否決が2件であり、保留後の再提出で許可となった1件があり、慎重に審議されていたことがわかる。

##### 2)古社寺保存会による諮詢以外の変更

村上論文は、古社寺保存会に諮詢された設計変更以外に変更が判明する修理を紹介し、常楽寺本堂、榮山寺八角堂、圓成寺楼門、天恩寺仏殿の4件を代表的事例とする。この4件は設計変更以外に、軒支柱の撤去、正面蔀戸装置の整備、扉・連子窓・仏壇の復旧、入側柱の貫や仏

壇上の虹梁の撤去、小屋組や軒廻りの新材への取り替えがあったことを明らかにされた。

つぎに、古社寺保存会には諮詢されていなかった唐招堤寺金堂の修理を取り上げ、近世の補加材で古代の形式を改変した部材の撤去、トラスの挿入、木鼻の取り外しの変更があったことを明らかにした。その一方で、江戸時代に改変された長押や扉構え等は復旧されずに、後補の内法貫もそのまま残されていたことも明らかにしていた。

以上、古社寺保存法時代の修理では、古社寺保存会に諮詢されて許可された設計変更以外に、諮詢されていない変更がおこなわれており、現状のまま修理されていた箇所もあったことが指摘できる。

## (2)豊楽寺薬師堂の修理

豊楽寺薬師堂は高知県大豊町に所在し、昭和 27 年（1952）に国宝に指定された。建立年代は仁平元年（1151）頃、構造及び形式は桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、こけら葺である。なお出典を明記しない資料は「竹林寺保存会箱入文書」（竹林寺蔵）である。

### 1)修理方針

修理の内容は解体修理であり、その方針は明治 42 年 6 月「薬師堂修理工事仕様書并二修理工費見積明細」の「修理準備及方針」から判明した。修理方針は建物の傾斜を「復旧」、古材は保存し、再用が不利の損所を新材に「取り替へ」、外観を損じない箇所に「補加」、後世の補修は確固たる証蹟によって「改修」、原形不詳は「考究シ適当ノ修理」となっていた。

### 2)明治 43 年「薬師堂宇修繕二付設計變更願」

棟札には起工が明治 43 年 3 月、落成が 12 月と書き上げられる。確固たる証蹟による「改修」には、「薬師堂宇修繕二付設計變更願」（以下「設計變更願」と略記）が該当する。明治 43 年 5 月に豊楽寺住職と信徒総代 4 名が内務大臣宛に提出し、起工後であったことがわかる。

須弥壇の解放の際は高欄地覆下端から「寶永四丁亥年須彌且厨子造立祐譽」の墨書が発見された。須弥壇は宝永 4 年（1707）に設置されたことが明らかとなった。「設計變更願」には「別紙圖面相添へ」とあって図面が提出されていたが、その図面は不詳である。

大岡實博士文庫「豊楽寺薬師堂修理工事図面」（川崎市立日本民家園蔵）は、内陣須弥壇の變更図面の 4 枚が現存する。これらの図面は作成時期が明記されておらず、伝来した経緯は不明である。すべての図面は「天沼」の押印が確認され、監督技師の天沼俊一が押印したものと判断し、「設計變更願」の「別紙圖面相添へ」に特定できる。図面は青焼で朱線と黒線は判別できないが、この図面を精査した結果、厨子の除去と須弥壇の變更の内容が判明した。

「設計變更願」には「別段總工費ニ異動無」とあり、修理の工費が追加補助を必要としなかったため、古社寺保存会へ諮詢されなかったものと考えられる。

### 3)変更箇所と現状修理

設計変更は厨子の除去と須弥壇の變更ではあったが、それ以外に内陣の天井が変更されており、修理前は須弥壇上の天井を一段高めて厨子を納めていたが、修理後は旧須弥壇上の天井高にあわせ、内陣の天井全体が高くなっていた。内陣側面には猿頬天井を張り、その下に盲連子の小壁を廻らすが、これが当初形式であったかは明らかでない。

修理前は廻り縁の四隅に束柱を建て、その中間に高欄に沿って二本宛としていたが、修理後は軒先を支えた総計 12 本の支柱がすべて撤去されていた。屋根は明治 40 年の風害による破損を復旧し、こけらに葺き替えた。外観は軒支柱の撤去と屋根の葺替によって建立当初の藤原様式に復することを志向し、見え隠れ部分において構造補強を図るためにトラスが挿入されていた。「薬師修理工費見積明細書」は和小屋の形式で見積もりされており、トラス挿入は当初の設

計とは考え難い。外観は、出入口及窓が痕跡によって整備された可能性が高く、建立当初の形式という根拠は必ずしも明確ではない。外縁の擬宝珠高欄は調査にもとづいて整備され、懸魚は鎌倉式の猪の目懸魚であった。向拝は江戸初期に附加されたことが明らかであっても撤去されていなかった。

### (3)竹林寺本堂の修理

竹林寺は高知市五台山に所在し、建立年代は室町後期（1467～1572）構造及び形式は桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、向拝一間、こけら葺である。なお出典を明記しない資料は「竹林寺保存会箱入文書」（竹林寺蔵）である。

#### 1)修理方針

修理の内容は解体修理であり、その方針は明治43年5月「竹林寺本堂修理工事設計書」の「修理方針」から判明した。修理方針は建物の傾斜を「復旧」、古材を保存し、損所で再用できない材を「取替」、外観を損じない箇所に「補加」とあり、豊楽寺薬師堂と共通点が認められる。修理方針は豊楽寺薬師堂を参考にしていたことを思わせる。

#### 2)明治44年「本堂敷地変更御願」

修理は明治44年1月に着手したが、竹林寺船岡芳信住職ほか壇徒惣代々表者3名は、明治44年3月に内務大臣宛へ「本堂敷地変更御願」を提出した。その目的は、将来にわたって保存の便宜を図るためであり、本堂の「変更指定地」は別紙図面に朱書きで表示されていた。高知県の杉山知事、植木事務官が立ち会い、内務省の関野貞技師が検分し、修理監督の天沼俊一技師と吉川新次郎技手が指定地へ敷地変更を同意していたことがわかる。

『五台山誌』（大野康雄、高知市五台山青年団文化部、1952）には、「明治三十二年の大暴風の為大破損し、御寺としての気宇が小さかつたので現在南の石段の所に在つたのを現位置を切り開き移転、往時の彫刻斗組等を加えて旧観に復した」とあり、本堂は旧位置より北西に移築し、南面して建つことになった。旧位置では明治32年の大暴風で大破しており、将来の保存のために明治修理において移築することになった。

「本堂敷地変更御願」は「但修理豫算変更不致候也」とあり、豊楽寺薬師堂の修理と同様に追加予算を必要としないため、古社寺保存会へ諮詢されていなかったと考えられる。

#### 3)変更箇所と現状修理

大正元年（1912）12月「特別保護建造物修理工事落成二付報告」は小屋材が新材になり、在来にならって新たにこけらで葺き上げ、大棟の両端は鬼板を鬼瓦に変更していたことを明らかにする。

これ以外に報告はないが、修理前の現状は「破損二付上伸」から判明し、外観の柱間は修理前を踏襲していたが、建具と縁は旧形式を厳守して新しく取り替えられていた。修理前に傾斜していた向拝は屋根をこけらで葺き替え、軒廻は地垂木、飛檐垂木、木負、茅負、裏甲を取り替えた。虹梁の上に置かれた墓股と手挟には、藩主山内家の家紋「三つ柏葉」が入っている。厨子の扉は、山内家の家紋が飾られている。向拝と厨子は、後世の江戸時代に附加されたことが明らかであっても撤去されておらず、その一方で外観を損じていた軒支柱は撤去された。

### (4)関野貞の昭和4年「古建造物保存事業」

関野貞は昭和4年に東京で開催された世界工学会議に「古建造物保存事業」を提出した（文建協通信、37号、1988）。この報告は、日本における文化財建造物保存事業が国際的に公表された初めてのものであり、昭和4年公布の國寶保存法とその施行細則に引き継がれ、その内容

は高く評価されている。「八 國寶建造物の修理方針」は、國寶保存法が公布される直前の修理方針がまとめられている。

#### 1) 古社寺保存法施行細則第三條の「設計仕様ノ變更」

「國寶建造物の修理方針」には「變更に關し當初の構造様式を徵すべき明確なる證據ある場合には復旧することができる」とあり、明確な証拠がある場合に復旧されていたことになるが、復原という用語は用いられていなかった。屋根の葺材や形式の設計変更は古社寺保存会に諮詢され、屋根の形態や意匠に関心が高かったことがうかがえる。補強材である軒支柱あるいは近世の補加材は古社寺保存会に諮詢されず、乱雑な後世の改修や附加部分でもあったことで撤去されていた。豊樂寺薬師堂の「設計變更願」では「別段總工費二異動無」を理由に古社寺保存会に諮詢されておらず、諮詢以外にも変更がおこなわれていたことになる。

修理方針には「建造物の現在の位置は之を移動せざることを以て原則とする」とあるが、竹林寺本堂が未諮詢であった。古社寺保存会では慎重に審議されていたとみなされるが、竹林寺における「本堂敷地変更御願」の「修理豫算變更不致候也」を参考にすると、未諮詢のまま移築された事例がほかにもある可能性が高いことになる。

#### 2) 「設計仕様ノ變更」以外の變更

「國寶建造物の修理方針」には「建造物當初の構造様式は飽くまで之を尊重し如何なる場合にありても腐朽せる材料を新たにする外之れが變更を許さない」とあり、腐朽せる材料等を新たに置き替えていたが、これは古社寺保存会に諮詢されていなかったことになる。豊樂寺薬師堂と竹林寺本堂の修理前は屋根が破損し、雨漏り等で腐朽した小屋材が再用されていなかったが、こうした事例は他の修理にも共通することであったと思われる。特に小屋材や軒廻りは取り替えられていたが、近世の規矩を熟知した現場の技手が古代や中世の規矩を理解しないままに修理したことで、施工後は結果的に当初形式の痕跡が失われることになった。

「國寶建造物の修理方針」には「床下、屋根裏等隠蔽部に於て古材は其堅韌性を失ひ從來の構造にては奪弱危険の虞あるときは新たに補強の爲め木材若しくは鐵材を使用することがある」とあり、構造上の欠陥が認められる場合は、外部からみえない小屋組で補強や改造がおこなわれていた。清水重敦「古社寺修理におけるトラスの挿入」(建築保存概念の生成史、中央公論美術出版、2013)は、古社寺保存法時代にトラスが主要部に挿入された事例が7件、古社寺保存法適用外の正倉院正倉の大正修理を含む計8件に限られることを明らかにされた。上記は古社寺保存会にすべて諮詢されておらず、西欧技術の導入による構造補強が設計変更の範疇に属するとは考えられていなかったことになる。

#### 3) 現状修理

「國寶建造物の修理方針」には「建造物の一部が後世増築又は改易により當初の平面や細部を變更してある場合には若し其増築改易が格別の不都合なき場合には現状のまま修理を加へる」とあり、後世の改造部分が現状のまま修理されていた。こうした修理には、未完成の柱間装置、近世に附加された向拝、厨子と須弥壇、長押、扉等が該当する。

以上、本研究では古社寺保存会第一條の「維持修理」が、古社寺保存会に諮詢された設計変更、未諮詢になった設計変更、設計変更以外の變更、現状のままの修理の4つを包括したものであったと結論づけることができる。古社寺保存法による竣工後の特別保護建造物は、当初形式に後世の形式が複合化し、痕跡が失われていることもあり、それらを記録した資料が現存しない修理では、遺構調査において当初形式を解明することが困難となっているのである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 三浦要一	4. 巻
2. 論文標題 古社寺保存法時代における特別保護建造物の修理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 2018年度日本建築学会関東支部研究発表会報告集	6. 最初と最後の頁 563～566
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 三浦要一	4. 巻
2. 論文標題 四国八十八箇所霊場第三十五番札所清瀧寺境内の近代的変容	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 2017年度日本建築学会関東支部研究発表会報告集	6. 最初と最後の頁 623～626
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 三浦要一	4. 巻
2. 論文標題 竹林寺書院の明治中期から大正期の名称と室名	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 2016年度日本建築学会関東支部研究発表会報告集	6. 最初と最後の頁 579～582
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 三浦要一	4. 巻 第733号
2. 論文標題 竹林寺本堂の明治修理	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 767～774
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 三浦要一
2. 発表標題 四国八十八箇所霊場第三十一番札所竹林寺境内の近代的変容
3. 学会等名 2018年度日本建築学会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 三浦要一
2. 発表標題 古社寺保存法時代における特別保護建造物の設計変更 - 豊樂寺薬師堂と竹林寺本堂 -
3. 学会等名 2017年度日本建築学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 三浦要一
2. 発表標題 竹林寺本堂の明治修理（ ） - 内務省告示以前の「名称旧跡古建築物調査提出書控」 -
3. 学会等名 2016年度日本建築学会大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----